

保護者等の皆様へ

四万十市立大用中学校長

「新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しに係る生徒（児童）への対応について」の一部変更について（令和4年10月24日時点）

今般、高知県内の感染状況が落ち着きつつあることから、令和4年10月13日付けでお知らせした「新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しに係る生徒（児童）への対応」が一部変更となりました。

これまで、自ら薬事承認を受けた抗原定性検査キットで検査をし陽性となった場合に、オンライン診療を行っていた「高知県新型コロナウイルス感染症陽性者診断センター」が10月末日で休止となります。これに伴い、重症化リスクが低く症状が軽い生徒（児童）等への出席停止期間の決定については、下記のとおりとなります。

新型コロナウイルス感染症と診断された生徒（児童）、または、薬事承認を受けた抗原定性検査キットを用いた検査で陽性となった生徒（児童）については、学校内での感染拡大を防ぐために、学校への発症日や療養期間等についての連絡や自宅での療養についてご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症患者の出席停止期間の決定について

医療機関を受診し、 新型コロナウイルス感染症と診断 された場合	医師から指示があった期間、出席停止。（※1）
症状の有無にかかわらず、自ら薬事承認を受けた抗原定性検査キットで検査をし、 陽性 が判明した場合	医療機関を受診する場合は、 医師から指示があった期間、出席停止。（※1） 医療機関受診を希望しない、あるいは受診できない場合には、 学校長の判断により出席停止とし、期間は7日間とする。（発症日を0日目とし、翌日から数えて7日間）（※2） ただし、無症状の場合は、薬事承認された抗原定性検査キットで5日目に陰性を確認した場合には、期間は5日間とする。

※1 医療機関で新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、医師に療養期間を確認し、必ず学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

※2 薬事承認を受けた抗原定性検査キットを使用した検査で陽性が判明し、医療機関を受診しない、あるいは受診できない場合は、発症日や検査日等について、必ず学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

2 陽性者フォローアップセンターについて

重症化リスクが低く症状が軽い方への相談などに対応するため、高知県では「陽性者フォローアップセンター」が設置されています。以下の場合には、資料2にあるQRコードから「陽性者フォローアップセンター」に自ら登録することで、**病状等について医師や看護師からアドバイスや指示(受診の必要性や医療機関の紹介等)を受けることができます。**

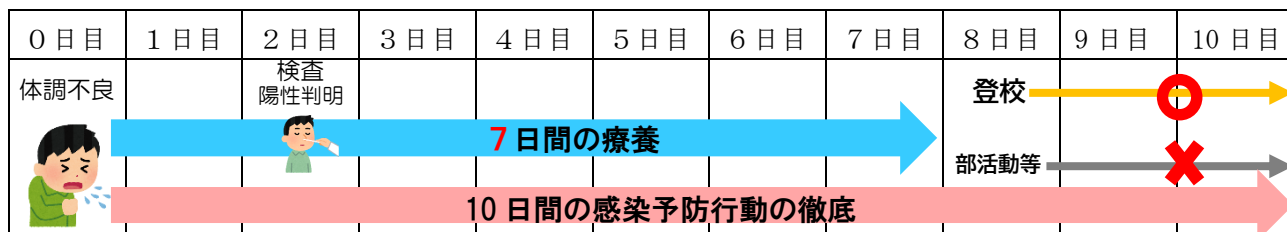
○重症化リスクが低く、症状が軽い方が医療機関で陽性と診断された場合

○重症化リスクが低い方が、自ら薬事承認を受けた抗原定性検査キットで陽性となった場合
(※上記1、2については、資料1及び資料2を参照してください。)

3 学校が判断する場合の療養期間等の考え方

○ 有症状患者の場合

検査日に関わらず、発症日を0日目とし、翌日から数えて7日間経過し、かつ症状軽快後 24 時間経過した場合には、8日目から療養が解除となります。ただし、**10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等**の感染予防行動の徹底をお願いします。



○ 無症状患者の場合

検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養が解除となります。加えて、5日目の薬事承認された抗原定性検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除が可能とされました。ただし、**7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、原則自宅と学校の往復のみとし、検温の実施、リスクの高い場所の利用や会食、公共交通機関の利用を避ける等**の感染予防行動の徹底をお願いします。

5日目に薬事承認された抗原定性検査キットで検査を行い登校する場合には、**陰性確認ができていることを管理職へ連絡をお願いします。**

